

令和3年度小値賀町3世代同居・近居促進事業

安心して子育てができる住環境整備のため、多子世帯や新たに3世代(親、子、孫など)で同居・近居するための中古住宅の取得や住宅の改修を支援します!

事業の概要

安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の形成を促進するため、多子世帯又は新たに3世代同居若しくは近居するための改修工事費等の補助。(本年度は2件を予定しています。)



多子世帯

3世代同居・近居

対象者

多子世帯



- 同居する18歳未満の子が3人以上(妊娠中を含む)の世帯
- 同居する18歳未満の子が2人で更なる妊娠・出産を希望する夫婦

3世代

新たに同居又は近居



子育て世帯

小学生以下の子どもがいる子育て中の世帯



親等の世帯



子育て世帯を支援する世帯
(子育て世帯の父母、おじおば、祖父母など)

補助メニュー・補助額

対象者	メニュー (補助金交付決定後に行う以下の内容が対象)	補助額
多子世帯	<ol style="list-style-type: none"> 中古住宅を取得 取得時にリフォーム工事^{※3} 	<p>補助額 補助率2/5(上限80万円^{※4}) ※対象経費の合計に対して</p>
3世代同居 ^{※1} 近居 ^{※2}	<ol style="list-style-type: none"> 中古住宅を取得 リフォーム工事^{※3} 	

※1「同居」とは新たに同一住宅に居住することをいい、同一敷地内にある離れに居住することを含みます。

※2「近居」とは新たに町外から町内に居住することをいいます。

※3 リフォーム工事については、町内に本社又は営業所を有する法人又は町内に住所を有する個人が施工するものに限り、また、工事内容については性能向上に資するもの^{※4}が対象です。

※4 対象となる工事は、
 ①間取りの変更等
 ②台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修・増設
 ③バリアフリー改修
 ④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修
 ⑤浄化槽の設置・入れ替えです。

【問合せ先】小値賀町役場 建設課 建設管理班